

埼玉県小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、指定医が作成する医療意見書のオンライン登録に向けた医療機関が行うシステム環境整備に要する費用に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 医療機関 埼玉県内（さいたま市、川越市、越谷市及び川口市を除く）において、児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医の勤務する医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所並びに同法第8条の規定に基づき届出をした診療所をいう。
- (2) 医療意見書 児童福祉法第19条の3第1項に規定する診断書をいう。
- (3) オンライン登録 指定医がインターネット接続端末により厚生労働省が構築する小児慢性特定疾病児童等データベースに接続し、医療意見書を作成・登録することをいう。

(補助対象経費)

- 第3条 補助の対象となる経費は、医療機関が医療意見書のオンライン登録のために行う次に掲げるシステム環境整備に要する費用とする。ただし、厚生労働省が示す要件を満たすものに限る。
- (1) ブラウザでの直接入力（インターネット接続）用の端末購入費等
- (2) 業務システムの改修費（システムの維持管理に係る経費を除く。）

(補助率及び補助限度額)

- 第4条 前条の経費に対する補助率は、対象経費の実支出額の2分の1以内とし、上限5万円とする。ただし、当該補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 1医療機関につき1回限りの交付とし、複数回の交付はできないものとする。

(補助対象者)

- 第5条 補助金の対象となる者は、第2条(1)に定める医療機関とする。ただし、埼玉県臨床調査個人票電子化等推進事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けた者は対象外とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は対象外とする。
- (1) 医療機関が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）

第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) であるとき又は 医療機関 の役員等(役員、その他経営に実質的に関与していると認められる者をいう。以下同じ。) が、暴力団員(同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であるとき。

(2) 医療機関の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 医療機関の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(4) 医療機関の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(交付申請)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は様式第1号によるものとし、その提出期限は毎会計年度定め、埼玉県ホームページへの掲載等により補助金の交付の申請をしようとする者に対して通知するものとする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

3 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書(様式第1号 別紙)

(2) 見積書の写し

(3) その他参考となる資料

(交付決定)

第7条 知事は、前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を決定する。

2 知事は、補助金の交付を決定したときは、当該申請をした医療機関に対して、規則第7条に定める交付決定通知書を様式第2号により通知する。

(交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 前条の規定に基づき決定した補助金の額に変更が生じないもの

(2) 変更内容が交付目的に反せず、かつ大幅な変更でないもの

2 規則第6条第2項に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

(1) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(4) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

（補助事業の変更等）

第9条 第7条の規定に基づき補助金交付の決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）が、規則第6条第1項の規定に基づく補助事業の変更等について知事の承認を得ようとする場合は、様式第3号の変更（中止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

（変更等の決定）

第10条 知事は、前条の変更等の申請があつたときは、その内容を審査し、当該変更等を承認するか否かを決定し、様式第4号により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を附することができる。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、知事の要求があつたときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第12条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業実施に係る領収書の写し

(2) 補助事業を完了したことが分かる書類

3 前項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から30日以内又は補助事業の実施年度の3月31日以前で県が定める日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第13条 知事は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類を審査し、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6号により補助事業者に通知する。

(補助金の支払)

第14条 この補助金は、前条の規定により確定した額を、精算払により交付する。

(交付決定の取消)

第15条 知事は、事業者が規則及びこの要綱の規定又は補助金交付の条件に反する行為があったときは、補助金の交付を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第16条 知事は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて、事業者にその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年12月28日から施行する。